

高松市告示第 5 8 5 号

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、令和 8 年度において、次のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により、公告します。

令和 8 年 1 0 月 2 2 日

高松市長 大 西 秀 人

1 予防接種の種類

- (1) 成人の肺炎球菌感染症
- (2) 带状疱疹
- (3) 高齢者インフルエンザ
- (4) 新型コロナウイルス感染症

2 対象者

(1) 1 (1) の予防接種

ア 6 5 歳の者

イ 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

(2) 1 (2) の予防接種

ア 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に 6 5 歳、7 0 歳、7 5 歳、8 0 歳、8 5 歳、9 0 歳、9 5 歳又は 1 0 0 歳となる者

イ 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

(3) 1 (3) (4) の予防接種

ア 6 5 歳以上の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

3 予防接種を行う実施場所、期間

医療機関名	所在地	電話番号	期間
くわじま内科 クリニック	高松市多肥下町 1549番地1	816-6771	令和8年10月19日から 令和9年3月31日まで

4 接種料金

(1) 1(1)の予防接種 3,100円

1(3)の予防接種 1,400円

1(4)の予防接種 4,600円

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者、令和8年度市民税が非課税の世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を受けている者については、全額公費負担

(2) 1(2)の予防接種

ア 乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種する場合 2,600円

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者、令和8年度市民税が非課税の世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19

年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を受けている者については、全額公費負担

イ 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種する場合 1回6,600円

ただし、令和8年度市民税が非課税の世帯に属する者は、1回4,000円、又生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を受けている者については、全額公費負担

4 接種を受けることが適当でない者(接種不適当者)

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者

(6) 带状疱疹(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種

ア これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことのある者であつて、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者

イ これまでに、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを2回接種したことのある者であつて、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者

(7) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者